

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

- 東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則  
(産業人材対策課) 一
- 東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則  
(農業振興課) 一
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則  
(建築宅地課) 一

## 規 則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十二号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十三号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十四号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号イ中「第八条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に改め、同号ロ中「第八条第二項第三号」を「第七条第二項第三号」に改める。

同条第二号中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

様式第七号中「第8条第1項」を「第7条第2項」に改める。

様式第八号中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

様式第九号中「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第十号中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。